

関税法施行令の一部を改正する政令（案）参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 十一（省略）

十二 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。

十三（省略）

2 及び 3（省略）

（開港及び税関空港の港域）

第九十六条 開港の港域は、政令で定めるものを除く外、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域により、税関空港の港域は、政令で定めるところによる。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）

（開港及び税関空港）

第一条（省略）

2 法第二条第一項第十二号（税関空港）に規定する政令で定める空港は、別表第二に掲げる空港とする。

3 及び 4（省略）

（開港及び税関空港の港域）

第八十六条（省略）

2 税関空港の港域は、別表第二に掲げる各空港につき、当該空港内における着陸帯、誘導路、エプロン及び格納庫の占める地域とする。